

国際人権活動

2025年4月25日（金）第145号

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

「人類全体の黄金期」をめざして

議長代行 新倉 修

(青山学院大学名誉教授・弁護士)

今年は、キリストにちなんだ西暦によると、21世紀も4分の1をむかえ、とりわけローマ・カトリック教徒にとって、記念すべき年とされているようだ。日本の政治状況もある意味で記念すべき年となりそうだ。というのも、昨年10月27日に実施された総選挙で与党（自由民主党と公明党）が過半数割れとなり、与党が過半数を占める参議院も今年の7月に半数が改選となる。

目を世界に転じると、1月20日にアメリカ合衆国47代大統領にドナルド・トランプ氏が再就任し、さっそく大統領執行命令を矢継ぎ早に署名し、世界を驚かせた。とりわけ気候変動枠組条約や世界保健機構からの（再）離脱は、ある意味で衝撃的である。その大統領就任式に、デジタル業界の雄ともいべき世界企業が多額の寄附を行い、その経営者＝大株主たちがそろって就任式に参列した。アメリカ産のグローバル企業では、経営者が桁違いの報酬を得ている。古い言葉だが、「拝金主義(mammonism)」という表現を思い出させられた。日本では、「闇サイト」を駆使して海外から指示を下し、殺人や傷害も厭わない強盗を実行させる「闇バイト」が横行している。片や、所得税の免除限度額を大幅に引き上げることを公約に掲げた政党が議席数を飛躍的に伸ばした。それが実行されると、地方での税収が数兆円規模で減り、地方自治体の事業が立ち行かなくなると指摘されている。賃金の引き上げも徐々に進んでいるが、非正規労働者の待遇改善や移住労働者の雇用問題が置き去りにされていないのか。「リッチに課税せよ」



(オピニオン雑誌『地平』2025年2月号特集のタイトル) というスローガンを本気で実現することはできるはずだ。

世界はよい方向に大きく変わっていくのか、それも悪い方向に？それは、私たち次第だろう。このままでよいはずはない。私たちの原点は、国連憲章の前文にあるように、「一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害」から決別するために立ち上がり、連帯し、新しい世界をめざし、人類全体に人権と平和を実現することではなかったか。国際人権活動日本委員会の初心も、この思いを共有し、自ら立ち上がり、国際人権活動の一翼を担い、広く世界に連帯と連携の絆(bonds of partnerships)を広げ、人権のあま

ねき普及を実現するところにある。トランプ氏に対抗して言えば、アメリカだけの黄金期ではなく「人類の黄金期」(Golden Age of Humanity, not solely of America)が今こそ始まらなければならない。

当面の日程

■第3回幹事会

- ・5月21日（水）18：30～
- ・東京労働会館5階会議室

■第3回代表者会議

- ・6月18日（水）18：30～
- ・東京労働会館5階会議室

第28回総会



国際人権活動日本委員会 第28回総会報告

松田 順一（事務局長）

2024年12月8日（日）、第28回総会が13時から東京労働会館・地下中会議室で開催されました。

開会に先がけ1時間のミニ学習会が催され、「袴田事件から考える冤罪と再審～今すぐ再審法の改正を！」をテーマに生江尚司氏（国民救援会・三多摩総支部事務局長）が講演を行いました。

9月26日、静岡地裁は再審無罪判決を言い渡し、続く10月9日の検察の控訴断念により、袴田巖さんは事件発生から58年、死刑確定から44年を経て、ようやく冤罪が確定し無罪となりました。生江さんは、袴田事件が残した様々な問題、すなわち虚偽自白を強要する人権を無視した取調べ、有罪立証の行き詰まりにより捜査機関による新たな証拠のねつ造、不備だらけの現行の再審制度の問題点など、詳細な資料を準備して解説し、



生江尚司さん

多くの冤罪被害者の救済のためにも再審法の一刻も早い改正の必要性を訴えました。

議長団の選出後、新倉修代表委員は、急遽、体調を考えオンライン参加となった鈴木議長に代わり、議長代行として開会の挨拶を行い、死刑判決をひっくり返し無罪となった袴田事件を、今年が一番大きな事件と見なし、畝本検事総長が発表した反省の見られない苦し紛れの談話を厳しく非難しました。また静岡地裁の山田検事正が「袴田さんを犯人視することはない」と

述べて謝罪したが、検事総長は談話の撤回や、法務委員会に來ての謝罪もなく、検察庁全体が全く反省していないことを捉え、人権を守るため、再審法の改正に向けてますます我々の活躍の必要性を強調しました。

続いて松田事務局長から議案（2024年度の活動と2025年度の取り組みと課題）を説明し、人権デー3省要請行動（2023年12月11日、法務省、外務省、文科省）の報告、4月と10月に開催された国際人権入門講座（テーマはそれぞれ「ビジネスと人権」と「政府から独立した人権機関の早期設立に向けて」）の報告、それから国際人権機関への取り組みとして、「教育の権利に関する特別報告者」への報告書の提出（2月）、訪日調査に基づく報告書

を提出した「ビジネスと人権作業部会」のメンバーが来日し（6月）、講演の中で、日本政府に対して勧告した国内人権機関の早期設立、個人通報制度の批准、包括的差別禁止法への改正などに触れ、日本委員会からの会員が参加して学習したことを報告しました。また、争議支援、人権問題の取り組みとして、死刑制度廃止に向けた活動、JAL不当解雇問題の早期解決、「日の丸・君が代」問題の解決に向けた国連機関への報告、レッド・ページ

第28回総会

発生から75年、今に続く負の遺産を訴えるDVD完成の宣伝などを報告しました。2025年度の取り組みとして、まず2024年12月18日の法務省と文科省の2省になった人権デー要請行動や2025年3月に開催予定の第11回国際人権入門講座など、継続して行う取り組みの充実を目指すこと、国際人権機関への新たな報告とフォローアップ報告、そして課題として人権機関から出された懸念や勧告の活かし方などの取り組みを報告しました。そして高齢化に会員の減少への取り組みとして、人権講座などの企画を増やし、SNSによる情報提供の拡大を図り新規会員の獲得を目指すとししました。

第二議案の決算案と予算案の提案を大坂事務局次

休憩の後、参加者からの次のような質疑応答と報告が行われました。

鈴木章治さん（レッド・パージ反対全国連絡センター）：レッド・パージ被害者の高齢化により自ら語ることが難しくなってきた中、次の世代に生きていく内に訴えるために映像化したのがこのDVDだ。このままでは闇に埋もれてしまうとして4年がかりで製作した。救済のための特別法制定の請願署名と併せ、購入のご協力をお願いしたい。



山口文昭さん（元新聞労連）：SNSの影響により先の選挙で多くの問題が生じ、メディアの信頼が損なわれた。公平、中立と言われているが、報道の自由があるのでもう少し信頼を勝ち取る必要がある。

本多ミヨ子さん（首都圏移住労働者ユニオン）：ガザ支援のストラップを3万枚作ったので是非拡大をお願いしたい。難民申請しているコンゴ人の支援状況の報告と難民申請中でもすべてのクルド人に対して滞在許可をだすよう訴える。



生江尚司さん（国民救援会）：全身麻酔によるせん妄によるとして無罪を訴えて

長から、そして会計監査報告が大谷会計監査から報告がありました。（なお、質疑応答の際にでた「2024年度決算（案）支出の部」の予備費の掲載方法に関する疑問に対し、新たに次期繰越の欄を作成して修正しました。1月15日の幹事会で了承を得て、2月18日の代表者会議で報告となります。会員の皆さまは修正した決算（案）を総会議案書に添付して送ります。）



いる乳腺外科医師に対する判決が、3月にあるので支援をお願いしたい。8年のたたかいで、有罪となると医師免許を取り上げられる。是非、署名にご協力を。

新井史子さん（東京・教育の自由裁判をすすめる会）：処分を受けた人の第5次訴訟が行われている。これが最後だ。



石賀田鶴子さん（JAL争議団）：12月20日の本社前抗議行動への参加を！女性差別撤廃委員会での日本審査に参加してきて、基本的人権とか労働者に対する権利に関して、日本は鎖国状態だと感じた。選択議定書の批准と国内人権機関の設立によって、この解雇問題の解決に向けて運動を広げていきたい。



大谷邦孝さん（元銀行産業労働組合）：税理士会セクハラ・パワハラ裁判を支援する会として訴える。東京高裁は、東京地裁で棄却された原告の主張を認め、慰謝料の支払いを認めたが、復職命令違反を理由とする原告の解雇を有効と判断した。原告は健康回復優先の立場から上告を断念したが、被告側は最高裁に上訴した。現在、最高裁に対して上告不受理決定を出すよう活動をしているので支援を訴える。

吉村りよみさん（千葉県議会議員選挙一票の較差是正裁判原告）：千葉県議会議員船橋選挙区は人口が2倍になったのに、48年前から議員定数7人のままで、一票の較差は2.69倍に拡大している。この是正を求めて訴訟を起こしている。自由権規約25条21項に基づき、国連にも訴えたい。2025年1月28日に最高裁第三小法廷で上告審判決があるので、是非傍聴をお願いする。（当日、上告は棄却されたが、5名の裁判官の内、渡辺裁判官は補足意見、宇賀裁判長は反対意見を述べた。）

色部祐さん（働くもののいのちと健康を守る東京センター）：労災職業病を中心に継続中の事件で最高裁に毎月要請行動を行なっている。過去に120回位行っている。先ほど報告のあったセクハラ事件や訪問介護士の問題や生協職員の労災事件でも、要請行動を行なっている。

竹内修さん（国連に障がい児の権利を訴える会）：「日の丸・君が代」問題で国連からの勧告を文科省や都労委に訴えている。都労委は国に出された

勧告として逃げているが、都議会議員の協力を得ながら都労委交渉を行なっている。七生養護学級に発する性教育の問題についても活動しており、子どもの権利条約の委員会にも訴えている。

吉田典裕さん（出版労連）：人権理事会の特別報告や女性差別撤廃委員会（CEDAW）も教科書のことを触れている。特別報告は一般論として、教科書採択のあり方について、教員つまり使う人が教科書を選ぶ制度が当たり前と言っている。CEDAWの総括所見では慰安婦問題をきちんと記述せよと言っている。それから勧告という表現が何回も出てきて、前回の勧告から何もやっていないことであり、日本は人権後進国だと分る。日本委員会はそういう点を踏まえて活動をしていく必要がある。最後に、事務局の問題として、人手が足りないので皆さんの協力とデジタル化の促進、そしてSNSの早期発信を強く感じた。

その後、議案書の一括採決が行われ、2025年度の役員体制案とともに賛成多数で採択されました。

最後に総会アピールを鈴木信幸さん（事務局次長）が読み上げ、参加者の拍手をもって採択され、16時半に総会は終了しました。



【10ページより続く】

要請団からの反論（吉田典裕・出版労連）：

働く権利に関し、学習指導要領とその解説書を検索しても、労働組合という言葉が出てくるのは10カ所も満たない。出てきても、労働組合の法的な説明しかなくて、実際に労働者を守るためにどういう役割を果たすのかとの文脈では一切ない。これではキャリア教育ではなくて人権の問題として教えるべきではないか。

要請団からの反論（和波宏明・JAL争議団）：教育現場の不具合を現場の人が言っているのに、教

育行政が現状にオペレーションされていないことが交通労働者には理解できない。我々は機材故障が起きた場合、安全が確保されるまで絶対に出発しない。私たちの事案について、年齢と病歴を整理雇の基準にしたことは、働く者にとってどれだけ深刻な影響をもたらすか、先ほど、キャリア教育の意味について話があったが、社会的にも職業的にも実績がないし、キャリアを形成することも出来ない。文科省が目指していることと真逆のことが行われている。国が関与した整理雇の中で行われていることを、文科省はこういうものは目指さないと、自ら腰を上げて動いてもらいたい。

世界人権デー

法務省・文部科学省要請行動

2023年12月18日

松田 順一（事務局長）

2024年世界人権デーにちなむ法務省要請行動は12月18日の11時から1時間、法務省会議室で行われました。法務省からは紅野幸男氏（法務省大臣官房国際課補佐官）と清水悠介氏（国際政策第一係長）が出席し、国際人権活動日本委員会からは新倉修議長代、松田順一事務局長、大谷邦孝（元銀行産業労組）、花輪紅一郎（東京・教育の自由裁判をすすめる会）、竹内修（国連に障がい児の権利を訴える会）、石賀多鶴子（JAL争議団）、和波宏明（JAL争議団）、生江尚司（日本国民救援会）、外山喜久男（教育と個人情報保護を考える会）の9名が参加しました。

事前に送付した要請書の7項目の概要と法務省からの各回答、そして、後半は要請団からの再質問・反論と法務省の再回答を報告します。

要請項目1

自由権規約委員会や女性差別撤廃委員会から繰り返し勧告を受けている個人通報制度の早期実現を求める。

法務省の回答：注目すべき制度と認識しているが、受け入れに関し、我国の司法制度や立法政策の関連での問題の有無が、この制度を受け入れる場合の実施体制などの検討課題があると認識している。政府全体で各方面の意見を聞き、この制度導入の是非について検討していく。

要請項目2

訪日調査を行った国連人権理事会「ビジネスと人権作業部会」は「国内人権機関が存在しないことはリスクに晒されている人々の司法へのアクセスと効果的な救済を妨げている。パリ原則に沿った政府から独立した国内人権機関を遅滞なく設立すること」と勧告した。個人通報制度と密接な関係のある国内人権機関の早期設立を強く求める。

法務省の回答：「ビジネスと人権作業部会」が国内人権機関の設立だけではなく、子ども、女性、障害者の問題に関する勧告が含まれていることは承知しており、政府は人権救済のあり方について不断に検討している。日本ではそれぞれ個別法が制定されており、人権問題の改善に努めている。

要請項目3

袴田事件の再審無罪確定を考え、あらためて、自由権規約委員会からの勧告に従い、死刑制度の廃止と執行の停止（モラトリアム）に向けた世論喚起を始めること。とりわけ、再審請求中の死刑確定者の死刑執行は行わないことを求める。

法務省の回答：死刑存続については諸外国の動向を考慮しつつ、基本的には各国の国民感情、犯罪情勢、政治政策のあり方を踏まえて独自に決定すべき問題と考えている。国民世論の多数が死刑

はやむを得ないと考えていることを鑑みると、死刑廃止は適当でないと考えている。

それから、再審請求中の死刑執行について、個別の執行に関しては答えを差し控えるが、指摘された再審請求中であるということは、刑事訴訟法上、死刑の執行停止事由とはされていない。死刑確定者が再審請求中であっても、当然、棄却されることを予想せざるを得ない場合もあり、このような場合は死刑の執行を命じることもやむを得ない考える。法治国家では確定した裁判の執行が厳正に行われることも必要だ。

要請項目4

大川原化工機事件などで、日本の刑事司法が身柄拘束により自白を強要するもの（人質司法）になっていることが明白となった。国際社会から批判されている「人質司法」を直ちに中止し、すべての事件で取調べの録音・録画を行ない、取調べの立会いに弁護人を認めることを求める。

法務省の回答：被疑者の勾留は裁判官の審査を得て行われ、具体的な犯罪の嫌疑を前提に、罪証隠滅や逃亡の恐れがある場合に限って認められている。被告人の勾留もこれと同様で、罪証隠滅の恐れがなければ、裁判所によって保釈が許可される。裁判所の判断は不必要な身柄拘束がなされないよう行われている。人権保障に十分配慮しているので、自白を強要するものではなく、人質司法と批判されるものには当たらない。

長期勾留については、捜査段階において最長20日間の被疑者の勾留が長すぎるとは考えていない。弁護士の立会いについては、取調べを行なう検察官や警察官が取調べの機能を損なう恐れや捜査の秘密が害される恐れなどを考慮し、運用上、これを認めることは相当ではない。

被疑者は黙秘権があり、弁護人選任権で弁護人と立会人なしで接見して助言を受ける権利が認められている。



法務省前で

一定の取調べの事例においては、取調べの録音・録画を義務付ける制度が導入されている。

要請項目5

自由権規約委員会の第7回日本政府報告に対する総括所見は、パラグラフ7（国内人権機関の設立）、パラ33（難民及び庇護申請者を含む外国人の処遇）、そしてパラ45（子どもの権利）における勧告の実施情報を要請している。現段階の進捗状況を求める。

法務省の回答：パラ7の国内人権機関については、人権救済制度のあり方に関してこれまでなされた状況を踏まえ、不断に検討している。

パラ33に関する「難民該当性判断の手引き」の作成にあたっては、国連難民高等弁務官事務所が作成する諸文書や諸外国での運用やその意見などを参考にしている。

難民認定審査については、現行の適切な運用によって国際基準に沿った難民認定を行っており、庇護法令を別途制定する包括的な必要があるとは考えていない。

2024年6月に施行された改正入管法により、難民申

請3回目以降に退去強制令書が発布された外国人は、日本からの退去が決められた。しかし、退去強制令書が発布されない仮放免中の外国人は、入管法の改定により収容代替措置として創設された監視措置制度を利用し、審査官の許可を得て就業活動ができるようになった。

要請項目6

パラ45の「子ども権利」に関することについては、2024年5月に成立した民法の改定法で、離婚後の親権、養育費、親子交流など民法の規定を見直し、親の離婚に直面する子どもの利益に資するものとなった。

学校における性被害の実態を把握しているか、また性被害に遭った児童生徒へのケアプログラムについて文科省と連携協力しているか。

法務省の回答：2017年に法務省内に設置した性犯罪に関する施策・検討に向けた実施調査ワーキンググループにおいて、学識者から学校における子どもの性被害に関するヒアリングを実施した。

ケアプログラムについての文科省との連携協力については、ケアプログラムの内容が具体的に明らかでないので回答できない。

要請項目7

2010年の大晦日に国と日本航空により強行された「整理解雇事件」に関し、①本件解雇は国に選任された管財人が引き起こしたものであるから、国の関与は明らかである。人数削減の実際の推移を明らかにせよ。②削減目標を超過達成していたことは事実なので、解雇は無効と考える。直ちに日本航空経営に対し、被解雇者を復職させ、損害を補償するよう指導せよ。

法務省の回答：本件の個別事案については、法務省は答える立場にないことを了解してほしい。

要請団からの再質問・反論と法務省からの再回答

要請項目③と④についての反論（生江尚司・国民救援会）：

重罪犯罪に対しては「死刑やむなし」と言うことが死刑存置の大きな論議になっていることをいま伺ったが、世論調査は決して死刑存置の根拠にならないことは明かだ。8割を占める死刑制度容認派に、「将来、終身刑が導入され状況が変わった場合はどう思うか」と質問した所、「その場合には死刑を廃止してもよい」と言う人が39.9%になり、「どうしても死刑を存置すべき」と言う人は全体の44%に留まる。従って「世論が多数だから死刑存置」と言うのは、世論調査の中身そのものをもってしても成立しないのではないか。それから「再審請求中の死刑は停止すべき」との要請

について、「当然に棄却されることが予想される」との話があったが、今、袴田事件によって免田、財田、松山、島田、そして袴田と、実際に死刑判決が覆って死刑台から生還を果たした人が5人もいる。

国連加盟国の7割を超す国々が死刑を廃止する立場に立っている。日本に死刑制度があることを理由に、容疑者を引き渡さないケースがあったりして、国際社会の中で日本の置かれている状況を考える必要がある。根拠薄弱な世論調査をもってして死刑存置に固執することは現実離れしている。

人質司法に関しては、8月にプレサンス事件（威圧的な取調べの検事）で大阪高裁が付審判請求を認めた。また7月に横浜では黙秘権により犯人隠避を問われた弁護士が検察官から侮辱的なことを言わ

れ、そのことが黙秘権保障の趣旨に反すると東京地裁に判断された。

ここで重要なことは、検察庁でこの取調べが問題視され、適切な対応が取られた形跡が窺えないことがこの問題の根深さを物語っている。

法務省のHPには、日本では黙秘権も保障され、一定の事件には録音・録画がされているので、自白が不当に重視されているとの指摘は当たらないとか、捜査機関の取調べは適切にされていると書いている。これはこのままでよいのでしょうか。プレスンス事件や他の問題などの確定した内容はとてもこのHPに通用しない。このままでは世界に恥を晒すことに他ならない。国家の信頼に関わる問題だと最後に指摘したい。

要請項目⑦についての反論（和波宏明・JAL争議団）

今まで聞いていたが、人権に対して極めて脆弱な感じ方しかお持ち合わせしていないということを感じた。袴田さんの事件と私たちの事件は全く別のように思いますが、しかし根っここの所は人権が蔑ろにされていることが通底している。そもそも（JAL争議問題は）必要のなかった解雇であったが、年齢の高い者は将来に対する貢献度が少ないから整理解雇の人選基準として合理性があるとか、病歴のある者が健常者と相対的に比較して貢献度が劣るから人選基準として合理性があるとして、裁判所がこの解雇で採用された内容を認定してしまった。

この先、日本の労働者が身を粉にして長いこと働いて、年を取って病気をするまで働いて、それが整理解雇のリスクを高めてしまうことを許したら、一所懸命に働く労働者は日本からいなくなってしまう。国力の低下に繋がる話でもある。そもそもこのような解雇を起こしたのは、国が作成した更生計画に基づいて国が選任した管財人が行った事件であるから、国が個別案件として横に置く話ではない。国が主体的に係わっている案件であると認識して、腰を上げて解決に取り組んでいただきたい。

要請項目②と⑤についての再質問と反論（花輪紅一郎・東京・教育の自由裁判をすすめる会）

国内人権機関の設立は法務省のどの部署が担当し検討しているのか。

2点目は、自由権規約委員会から求められている優先項目に対する回答があったが、現状を詳しく説明したに過ぎない。求められている改善があまり見えてこない。現状を説明して言い訳をするのではなく、指摘された多くの項目についての改善を今後は示すように要望する。

法務省の回答：人権機関の設立については、人権擁護局が中心となって検討している。ただ廃案になっているので法案を通すことが容易ではない。

2点目については、法案に固執することなく個別の法律を繋ぎ合わせてカバーできる範囲を広げていくことを含め、取り組みを進める。

要請項目①についての再要請（石賀多鶴子・JAL争議団）

選択議定書の批准に関し、検討を続けていくと言うが、いつまで検討を続けていくのか。速やかな批准を強く求める。

要請項目⑥について再質問（竹内修・国連に障がい児の権利を訴える会）

性教育に関し、ケアプログラムの中身が分からないとの回答だが、国連機関（UNESCO）から「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が出されている。国際的な基準として各国で取り上げられているケアプログラムだ。知らないのか。

法務省の回答：漠然としていたので答えを用意しなかった。機会があれば具体的な説明や解説をしてほしい。

~~~~~

最後に、新倉修議長代行から「人権と言うのは日本政府が国際社会に約束していることであり、国連に加盟する際も、人権を守ります国連に協力しますと約束している。憲法98条があり、公務員としての憲法99条もあるので、国民の人権のために頑張っていることを我々はこれからも期待している。是非、法務省をあげてこの人権についてももう少し頑張ってもらいたい」と要望しました。



文部科学省に申し入れる代表団

## 世界人権デー・文部科学省

午前中の法務省要請に引き続き、午後4時から文部科学省との要請行動が組まれました。文科省は前半と後半で担当者が分かれ、竹内佳史氏（初等中等教育企画課 教育公務員係）ほか合計8名が出席し、要請項目に対し順不同で回答しました。日本委員会からは法務省要請に参加した8名（生江氏を除く）に5名（「奨学金の会」から岡村稔氏と波岡知朗氏、「出版労連」から吉田典裕氏と川原徹氏、「東京・教育の自由裁判をすすめる会」の新井史子氏）が加わり、下記の各要請10項目について文科省の見解を求めました。

### 要請項目 1

選択議定書（個人通報制度）の早期締結と言いながら余りにも長い検討時間を要している。批准に向けての文科省の取り組みについて見解を求め

**文科省の回答：**「批准についての取りまとめは、外務省が各方面からの意見を踏まえて検討している」として、文科省の見解を語らない。

### 要請項目 9

社会権規約委員会が2013年5月、5年以内に無償教育の実行計画を定めるなど、規約13条の履行に必要な諸事項を回答するよう勧告したが、日本政府は未だに応じていない。すでに12年が経過している。早期に回答せよ。

**文科省の回答：**教育の機会均等のために取り組んでいる。たとえば高校の授業料、修学支援金については所得制限により捻出した財源を有効活用することで、私立高校へ通う人への支援額の加算とか授業料以外の教育費を支援する制度の創設を行なっている。大学とか専門学校など高等教育機関についての給付型奨学金の修学支援新制度がスタートしている。今年度からはこの支援を中間所得層にも制度を拡充し、さらに多子世帯の学生にも支援を行う。

**要請団からの反論など（岡村稔・奨学金の会）：**

回答を約束した期日から6年過ぎているのにまだ報告されていない。どうなっているのか。毎年、外務省へも問合せしている。外務省は、「具体的なものについては各省が準備するものだ。こちらは各省が上げたものを規約委員会に提出する。しかし、まだ各省から上がってこないで答えられない。」と言っている。だから我々は文科省に来ている。

**文科省：**政府報告書の提出は外務省が取りまとめている。これが文科省の回答だ。

**岡村：**外務省は各省から上がってこないと言っている。文科省は外務省に回答しているのですか？

**文科省：**そもそも外務省から連絡がきていない。国内の取りまとめに時間を要していると言っている。

**岡村：**このやり取りは何年もやっている。ではど

こが遅らせているのか？ 外務省は文科省から回答がきていないと言っているのだ。この1年、外務省にこの件で報告書を出したか？

**文科省：**それはない。

**岡村：**2013年以降に文科省は外務省に回答を出したことがあったか？これまで一度も外務省から問い合わせはないのか？

**文科省：**詳しく調べてないので分からない。

**岡村：**出していないということですね。大学等修学支援金について制度改革で対象を広げているとのことだが、国立大学の授業料値上げが来年度から広がっている。20%も一気に上げることで、私立大学の値上げも続いている。これに対して文科省は何か対策を取っているか？

**文科省：**学校の教育環境の充実のため、法律で定まっている標準額の20%範囲内で値上げすると大学から説明を受けている。私立の学校も独自の判断で授業料の値上げとか、変更することがあることは承知している。これ以上、授業料については我々がどうこうとは言えない。その分、奨学金や高等教育の修学支援新制度がある。

**岡村：**大学等修学支援新制度は対象者が非常に限られている。全体的に授業料が上がっていけば、教育無償化に逆行していくのではないかと。これは有償化の方に向っているのではないかと。国際人権規約は全ての学ぶ者に普遍的な形で無償教育を保障していくことで、国際公約に批准している訳なので、特定の対象者だけを負担軽減するということではなく、全体的な教育の無償化に進んでいくと日本は約束したのではないかと。

### 要請項目 2

自由権規約委員会・第7回政府報告審査から出された総括所見の中で、文科省の所管に関わるパラグラフ29(c)（教科書問題）、38、39（国旗・国歌に関する思想・良心の問題）の懸念・勧告に対する進捗状況を示されたい。

**文科省の回答：**児童、生徒に対し国旗・国歌の掲揚・斉唱することは学習指導要領に基づき、各学校の判断で対応することになっている。思想良心の自由に立ち入ることではない。教職員に対しても自由を制約するものと考えていない。地方公務員法上、上司の職務命令に従う必要がある。最高裁判決においても個人の思想良心の自由を制約

しないと認められている。

#### 要請団からの反論など（花輪紅一郎・東京・教育の自由裁判をすすめる会）：

項目②のpara38と39の問題について、昨年と全く同じ回答だ。思想良心の自由を実効的に保障する措置を取るよう勧告されている訳だが、何もしないでも、すでに勧告の内容は満たしていると言う回答か、確認したい。

**文科省の再回答：**そもそも思想良心は制約されていない。最高裁でも判断されている。実質的に規制されている場合もあるかも知れないが、教員が制約されずに職務にあたるよう意識していきたい。

#### 要請項目3

教員の「ブラック勤務」の実態や、なり手不足などの問題から、「教員の地位」が注目されている。ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」では教員は専門職であることを明確に規定している。また中央教育審議会の答申でも教員を高度専門職業人と規定している。小中高の教員は専門職なのか、そうではないのか。

**文科省の回答：**今年の中教審の答申でも学びの専門家と言う言葉が明記されている。学校教育は単なる知識や機能の伝達ではなく、教育を受ける子どもたちの人格の形成を目指すものだ。

#### 要請団からの反論など（花輪紅一郎・東京・教育の自由裁判をすすめる会）：

文科省は教員を専門職と見なしていると言うことです。しかし厚労省が示している労基法14条で定める年収の基準からしても専門職のリストの中に教師はない。文科省は専門職と見なしているが、実行されていなければ意味がない。教師本来の専門性をちゃんと厚労省に働きかけ、専門職の定義をこうだと、是正するよう動いてもらいたい。

#### 要請項目8

自由権規約勧告及びCEART(ILO・ユネスコ合同専門家委員会)勧告を受け、各地方自治体の教育委員会に日本語訳をした勧告内容を提供すること。また都教委が「10.23通達」を撤回するよう、各都道府県教委に是正要求すること。

**文科省の回答：**これまでも今後も日本語訳したものを共有することは検討していない。それぞれの勧告は英文のままで共有している。これで十分足りると考えている。教育委員会と文科省はそれぞれ独立した組織であり、都教委については、「10.23通達」を出した上で必要に応じて懲戒処分を行ったと言うことだ。

#### 要請項目4

人権理事会第56会期に提出された「学問の自由」

に関する特別報告は、日本の教科書検定制度及び教科書採択制度に関連する内容（パラグラフ33～36）に言及している。この内容についての見解を示されたい。

**文科省の回答：**民間の教科書発行者が編集した申請図書教科用図書検定調査審議会の審議に基づき、学問的成果や適切な資料に照らして記述の欠陥を指摘することを基本としている。また学習指導要領を踏まえ、何を記述するかについては、欠陥のない本に限るように教科書発行者の判断にゆだねられている。その上で、教科書発行者が教科書の著作編集に当たって、発行者の判断で教員の著作者本人を含める場合も多く見られる。教科書選択では、選択権者である教育委員会の権限と責任で行われている。教科書選択にあたって教員も一定の役割を果たしている。

#### 要請項目5

2024年10月、女性差別撤廃委員会は第9回日本政府報告書に対する総括所見で、教科書から「慰安婦」記述が削除されたとの報告があり、「慰安婦」記述を教科書が載せているかどうかをモニターするよう勧告している。これを文科省はどのように受け止めているか示されたい。

**文科省の回答：**（注・編集者より）文科省は⑤の回答として「教科書検定については、民間の教科書発行者が・・・欠陥を指摘することを基本としている。学習指導要領を踏まえ、「慰安婦」をどのように記述するかについては、欠陥のない限り教科書発行者の判断にゆだねられている。」と、上記の要請項目④の回答の内容と変わらぬ回答を繰り返しました。

#### 要請団から④と⑤への反論（吉田典裕・出版労連）

この検定制度については、今まで何度も聞いたことから一步も出ていない。2022年の自由権規約の審査で日本政府代表はジュネーブで同じことを言っている。それではだめだと言うことで、是正勧告が出ているので、それはちゃんと答えるべきだ。しかも教員を著作者に含める場合もあると言う回答は当たり前で、問題なのは文科省を始めとする統制が強まっていて、現場の先生が教科書執筆が怖くて引き受けられないと辞退するケースが相次いでいる。どの会社でもだ。そうすると大学の先生が書くことになる。いないから。しかも現場の実態を知らない人が教科書の執筆に掛かることになるので、教科書が抽象化して、教えやすい教科書に必ずしもならないケースが増えることになる。残念ながら。教員の自由を確保するような方向で改善してほしいと思うし、それから何を書き、どう書くかは教科書発行者の自由だと言うが、であれば、2014年の慰安婦とか朝鮮人労働者の強制連行について、勧告と言う形で実質的に強制された特定方向に導いた、その根拠となったのは極

めて政治的な背景があったことは覚えている。そこをしっかりと踏まえてもらわないと、何も変わらないのではないかと危惧する。

教科書採択における教員の関与の件について、文科省自身のアンケート調査の中で、現場に全然見せない教科書の見本本が教育委員会のロッカーにしまいっぱなしだったり、教育長の専権で決めているのがあったり、教員の関与がきっちりされているとは、相当疑わしい部分がある。

### 要請項目6

文科省の言う「個別最適な学び」は子どもたちの情報を大量に収集し、AIの利用によるプロファイリングでそれを可能にするものだ。EUの「一般データ保護規則」は個人データの収集に対して特別の保護の適用が必要とし、プロファイリングも規制の対象としている。「教育データの利活用に係る留意事項 第2版」にはこのような姿勢が見えない。個人情報やプライバシーがしっかり保護される学校になってほしい。貴省の見解を求める。

**文科省の回答：**教育データの利活用は学びの質の向上にメリットがあると考えている。勿論、個人情報やプライバシーの保護が前提だ。改正個人情報保護法に基づいて対応している。その関係法令に基づき、個人情報やプライバシー保護の観点から自由にまとめたパンフレットを作成し、説明会を実施している。

プロファイリングについては、現在、個人情報保護委員会が3年毎に見直しを行っており、不適切な利用の禁止や不適切な取得の経緯の明確化など、プロファイリングの概念の定義について検討している。

### 要請団からの反論（外山喜久男・教育と個人情報保護を考える会）

AIを使った「個別最適な学び」を目指して行くと言うことか？横浜市では26万人のビッグデータがあつて、学校の教育が変わると言うダッシュボードを使ったものが既に動いている。

それから、リクルートの問題で、保護者とプライバシーポリシーを結んで、そこで得たデータを逆に教育委員会や学校に返すなど、おかしいことをやっている。そう言うことに何か罰とか制裁を文科省は考えているか？

**文科省の再回答：**AIを使った学びについて、技術革新により懸念の声があがっているが、2023年に初等・中等教育段階での生成AIの利活用に関するガイドラインを公表し、生成AIの学習場面や校務、先生の業務まで積極的に取り扱われるよう、文科省は利用形成を示している。個人情報の取り扱いには、このガイドラインの改定に関する有識者会議を立ち上げ、近く取りまとめることになっている。リクルートの件については、個人情報保護委員会で検討中。文科省では考えていない。

**外山：**AIを使ってこのように大衆化に進むことは、私たちとしては危険な方向に行くことを危惧している。慎重をお願いしたい。

### 要請項目7

早い時期から「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づく包括的性教育を学ぶことを学校教育に位置づけ推進すること。学習指導要領にある性教育の「はじめて規定」を撤廃すること。

**文科省の回答：**学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて学習を行なっている。また必要に応じて個別に行っている。

### 要請団からの反論（竹内修・国連に障がい児の権利を訴える会）：

国連の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」について触れていないが、どのように受け止めているのか。去年は考え方が違うとして取り入れないと言ったが、今はどうなのか？

**文科省の再回答：**「ガイダンス」に示されている包括的性教育をそのままやるとは考えていない。身体的側面だけではなく、さまざまな観点を考慮し、総合的、体系的に学習指導要領に基づいて学習が行われている。

**竹内：**総合的、体系的と言うが、東京都は2003年の七生養護学校の教育実践が拒否され、その後の指導はダメだと言われた。あれはそもそも包括的な教育のはずだったが、それが拒否されたままだ。今言ったことと矛盾する。東京都に指導または助言をしているか？

**文科省の再回答：**性に関する指導については、各地方自治体の教育委員会の人々が参加する研修集会などで、その度に学習指導要領の考え方や実際の指導の実例などを伝えている。それを学校にどのように伝えるかは教育委員会が行っている。

### 要請項目10

2010年に国と日本航空により強行された「整理解雇事件」に関し、この整理解雇の人選基準は年齢と病歴であった。また裁判所は整理解雇の人選基準として合理性があると認定した。国が関与した解雇において、長年働いた労働者が年を取り、その結果、健康を害したことが解雇の人選基準として採用されたことを、働くことの意義を説く上で、どのように子どもたちに説明するのか。

**文科省の回答：**解雇者の人権の基準については所管ではないため見解は述べられないが、キャリア教育の観点から話をする。キャリア教育は社会的自立に向け、必要な能力を育てることを通してキャリア発達を促すことを学習指導要領に示されている。労働基準法を理解し、労働問題について考えることは重要だ。厚労省とも連携して、働く時のルールについてハンドブックに取り上げて周知を行なっている。【4ページへ続く】

## 第10回国際人権入門講座の報告

# 「国内人権機関の設置について」

報告 竹内 修

10月27日（金） 青山学院大学にて第11回国際人権入門講座を開催しました。今回は「国内人権機関の設置について」というテーマで、人権問題について多くの経験をもち、日弁連でも人権機関実現のための活動の先頭に立って活躍されている、弁護士の小池振一郎先生に講師をお願いしてお話をうかがいました。講演の主な内容について、講演の流れに沿ってご紹介します。

### 国連ビジネスと人権作業部会の訪日

（＝独立した人権専門家機関＝国連に報告する）

- ①2023年～ジャニーズ事務所の事件など、日本の人権状況全般を調査  
※ジャニーズ事件に限った調査ではありません。
- ②「ビジネスと人権に関する指導原則」作業部会・・・国連人権理事会で採択（2011）  
国家の人権保護義務・・・日本政府が行動計画・ガイドライン策定  
企業の人権尊重責任・・・企業が人権尊重に取り組まないと企業価値がマイナスに！
- ③ 実効的救済へのアクセス・・・政府から独立した人権機関の設置を国連が要請！  
※企業であっても人権尊重の姿勢がなくては社会的に認められない状況になっている。

### 政府から独立した人権機関とは？

- パリ原則（1993国連総会）に基づく人権機関＝国際人権の国内実施のための国の機関の設置  
「国家人権機関」＝人権についての専門的な知識をもった国の機関。  
国家人権機関の機能  
人権救済＝人権侵害の申立の審理・調査＝裁判所と違って原則無償・迅速な対応  
政策提言＝国際人権の立場で法律改正などの提言→人権運動へ展望を与える。  
人権教育＝国際人権の普及・教育＝一般市民及び裁判官・警察官等への人権教育  
国際協力＝政府と国連機関・各国の人権機関・NGOとをつなげる。  
※「パリ原則」＝『人権の促進及び擁護のための国家人権機関の地位に関する原則』といい、



#### 講師の紹介

### 小池振一郎 弁護士

東京第二弁護士会所属  
日弁連『政府から独立した人権機関実現委員会』委員長

「権限と責任を通じての独立性」「財政上の自立を通じての独立性」など国内人権機関の権限、独立性など原則を定めた国連決議。

### 国家人権機関は世界の潮流

現在世界120か国以上に国家人権機関が設置され、世界的な流れになっている。

※2009年は70か国だったものが、2019年には122か国に急増＝人権条約を批准するだけでは意味がない。国内で具体的に実現し人



権を守るためには独立した人権機関が必要！  
との考え方が広まった。

### 国家人権機関が設置されると どんなことができるか

- 性差別・・・「選択的夫婦別姓」の問題についての立法提言により道が開けやすく。
- 民族問題・虐待、いじめ問題・・・効果的、積極的な対応ができる。入管施設への定期的な巡回をしている国もある。
- 公権力(警察・刑務所・入国管理局など)の人権侵害の監視・救済  
袴田事件のような冤罪を引き起こす原因ともなる長時間の取り調べ、自白の強要など警察の動きへの監視などが可能になる。
- 国際法上の権利の実現・・・日本は人権後進国という国際的な評価。  
国連の各人権条約からの是正勧告に対して(「法的拘束力がない」との理由で)受け入れようとしていない。

### 国連機関の日本政府への勧告、 日本における動き

- 国連の人権条約機関・・・自由権・社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会、女性差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、子どもの権利委員会などから毎年のように勧告が出されている。特に拷問禁止委員会からは「日本の刑事司法は中世か」との発言もされている。
- 国連人権理事会からUPR(普遍的・定期的審査)勧告を受けている。2023年のUPR勧告では32か国か

ら人権機関の設置を求められている。

- 1998年の「自由権規約委員会」から日本政府に対して「国家人権機関の設置」の勧告を受ける。その後、毎年のように国連の各人権条約の委員会から勧告が出されている。

### 人権委員会設置法案

- 2012年に「人権委員会設置法案」が国会に提出される・・・衆議院解散により廃案に。
- 法務省の外局として設置し、人事権、予算編成権などが独立。
- 法案については日弁連とも協議して作成。日弁連でも評価していた。
- ※法案は既にできているのだから、国会提出して審議に入ればよいのだが・・・。
- 2024年6月に国連「ビジネスと人権作業部会」から最終報告が提出される。  
『法務省には人権擁護局が設置されているが、政府からの独立性がなく、国家人権機関の役割を充足するものではない。堅固で独立した国家人権機関を遅滞なく設立すること』を求める報告。

### 情勢と展望

- 経団連からも2021年に『人権を尊重する経営のためのハンドブック』が公表される。
- 『ビジネスと人権』を切り口として財界、国会議員への働きかけ、市民活動との連携を進めることで展望が！
- 国家人権機関の実現のために声をあげていきましょう！！